

種 別	対象地区	制 限
第6種高度地区	<p>容積率400%の商業地域のうち茶が崎、尾花川、観音寺、唐橋町、螢谷、瀬田一丁目、瀬田二丁目及び石山寺一丁目に係る地域の一部、容積率200%の近隣商業地域並びに準工業地域及び工業地域のうち琵琶湖岸に隣接又は近接する一部並びに容積率200%の近隣商業地域のうち上田上中野町に係る地域。</p>	
第7種高度地区	<p>容積率400%以下の商業地域(第6種高度地区の地区を除く。)及び容積率300%の近隣商業地域のうち、琵琶湖岸に隣接又は近接する一部。</p>	